

JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約

第1条（総則）

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）、SMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「乙」という。）および後記第2条第1項に定める契約法人との間で適用されます。
2. 本規約は略称を「EX カードコーポレート規約」とし、インターネット上の申込サイトその他において「EX カードコーポレート規約」とある場合、本規約を指すものとします。
3. JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）（以下「カード」という。）は、後記第4条第1項により、乙が第2条第1項に定める契約法人に貸与するクレジットカードです。

第2条（契約法人・管理責任者・連絡責任者・カード使用者）

1. 契約法人とは、本規約および本規約の一部を構成するものとして甲が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」（その他特約を含む。）（以下「EX 予約コーポレート特約」といい、本規約とEX 予約コーポレート特約を総称して「本規約等」という。）を承認のうえ、甲および乙に所定の契約申込書にて本規約に定めている事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）の締結申込みをした法人で、甲および乙が締結を承諾した法人をいいます。
2. カード使用者とは、契約法人の役員または従業員等で、実際にカードを利用する者をいいます。なお、カード使用者は、甲および乙が特に承認した場合に限り、契約法人の一定の営業単位（以下「部署」という。）のほか、契約法人のグループ会社等、その部署、役職員、社員、従業員その他の者が含まれます。ただし、後記第8条第1項により、カード使用者の利用でないとしても、カード使用者のカード利用とみなされることがあります。
3. 契約法人は、契約法人の役員または従業員等からカードの管理責任者（以下「管理責任者」という。）および連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を指定し、甲および乙に通知するものとします。管理責任者および連絡責任者は、契約法人または契約法人の代表者から本契約に関しての全ての権限を授権され、本契約に関して契約法人または契約法人の代表者を代理するものとします。
4. 契約法人は、契約法人が指定した管理責任者、連絡責任者およびカード使用者が本規約に基づき行う一切の行為について包括して承認し、事由の如何を問わず管理責任者、連絡責任者およびカード使用者が行った行為に関し、当該行為は契約法人が契約法人の責任において行った行為とされることに異議ないものとします。

第3条（本規約等の遵守）

1. 契約法人は、本規約等を遵守するものとします。
2. 契約法人は、カード使用者に対し、本規約等を周知および遵守させるものとし、カード使用者が、カードに署名またはカードを利用したことにより、当該カード使用者が本規約等を確認したものとみなされます。

第4条（カードの発行、譲渡・貸与・質入れ等の禁止）

1. カードの種類には「部署カード」と「個人カード」があります。
 - (1) 部署カード 契約法人が甲および乙に所定の届出用紙により契約法人の組織の中でカードの利用を希望する部署を申請し、甲および乙が当該申請を許可した場合に、乙が契約法人に貸与するカードをいいます。このカードは1部署につき1枚を貸与します。
 - (2) 個人カード 契約法人が甲および乙に所定の届出用紙により契約法人の役員または従業員等の中でカードの利用を希望する者を申請し、甲および乙が当該申請を許可した場合に、乙が契約法人に貸与するカードをいいます。
2. カードには契約法人がお申し出の暗証番号を登録します。ただし、特にお申し出がない場合、または乙が暗証番号として不適切と判断した場合には乙指定の暗証番号を登録します。また契約法人は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用された場合は、暗証番号について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の損害については契約法人負担とします。
3. 契約法人は、カードの署名欄に、部署カードについては部署名を記載し、個人カードについては当該個人に自署させ、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
4. カードは、部署カードについては契約法人の当該部署の役員および従業員等、個人カードについては当該個人のみが利用でき、第三者に貸与、譲渡、質入れ、担保の提供等に利用することはできません。ただし、契約法人が部署カードを上記以外の者に利用させることを希望する場合や、個人カードを契約法人の役員または従業員以外の者に利用させることを希望する場合は、甲および乙は別に定める方法により契約法人から書面による申請を受け、カードを発行する場合があります。
5. カードの有効期限はカードに表示し、甲および乙が引続きカードの利用を認める場合に限り、所定の時期に更新するものとします。
6. カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で乙が認めた場合に限り再発行するものとします。

第5条（年会費）

契約法人は、乙に対し、所定の年会費を所定の期日に支払うものとします。支払われた年会費は理由の如何を問わずお返しいたしません。また、途中で本契約が終了した場合であっても、所定の年会費全額を支払うものとします。

第6条（カードの利用）

1. カード使用者は、甲および乙が承認した加盟店（以下「加盟店」という。）および甲でカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の自己の署名（部署カードは法人名の記載および自己の署名）をすることにより乗車券類等および商品の購入並びにサービス等の提供を受けることができます。ただし、カード使用者は利用できない乗車券類等、商品およびサービス等があることを予め承諾するものとします。なお、甲および乙が特に認めた場合はカードの提示および署名もしくは記載を全部または一部を省略するなど、これに代わる方法をとる場合もあります。
2. カード使用者がカード利用により購入した商品（乗車券類等は含まれない。）の所有権は、乙が加盟店に立替払いをしたことにより加盟店から乙に移転し、当該商品に関わる債務の完済まで乙に留保され

ることを認めるとともに、契約法人は次の事項を遵守するものとします。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、貸与その他乙の所有権を侵害する行為をしないこと。
- (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨の連絡を乙に行うとともに、乙が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。
3. 契約法人およびカード使用者は、契約法人およびカード使用者の事業にかかわる購入以外の用途にカードを利用できないものとし、割賦販売法による保護を受けられないことを承諾するものとします。なお、契約法人およびカード使用者が、事業にかかわる購入以外の用途にカードを利用した場合も、契約法人はその支払いの責を免れないものとします。
4. 契約法人またはカード使用者が現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式またはキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。
※ カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(社)日本クレジット協会ホームページ <http://www.j-credit.or.jp/> をご覧ください。

第7条 (カードの利用可能枠)

1. カードの利用可能枠は甲および乙が定めた金額とし、別途通知します。
2. 甲、乙および加盟店は、カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、または違反するおそれがある場合、その他、甲および乙がカード使用者のカード利用について不審な点があると判断した場合には、カードの利用を断ることができます。

第8条 (カードの利用により生じる債務)

1. カードの利用については、カード使用者の利用であるか否かを問わず、またはその理由の如何を問わず、全てカード使用者の利用とみなされます。
2. 契約法人は、カードの利用(前項によりカード使用者の利用とみなされるものを含む。)に関して生じたカード利用代金その他一切の債務について、その支払いの責を負うものとします。
3. 契約法人は、前項の債務を乙が契約法人に代わって支払うことを承認するものとします。

第9条 (代金決済および遅延損害金)

1. 契約法人は、カード使用者の毎月末日までのカード利用代金および年会費等毎月末日までに乙にお支払いいただくべき一切の債務を翌々月6日(当日が金融機関休業日場合は翌営業日。以下、「約定支払日」という)に、契約法人が予め指定したお支払い預貯金口座から自動振替の方式により乙に支払うものとします。また、乙の指定預金口座へ振込み入金する方法(原則として振込みにかかわる手数料は契約法人の負担となります。)により支払うこともできます。この場合のお支払い日は約定支払日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)までとなります。
2. 契約法人は、約定支払日に債務の履行を怠った場合、乙所定の方法により、当該債務を支払うものとします。ただし、契約法人の支払った金額が本契約に基づき、契約法人が乙に対し負担する債務を完済させるに足りないときは、特に通知せず乙が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しま

す。

3. 前項の場合、契約法人は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで年 14.60%（1 年を 365 日として計算します。ただし、閏年は 1 年を 366 日とします。以下同じ。）を乗じた額の遅延損害金を付加して乙に支払わなければなりません。
4. 契約法人が EX 予約コーポレート特約に定めるエクスプレス予約コーポレートサービスを利用した場合、甲は、甲所定の方法により決定された、同サービスにおけるカード利用代金の一部を還元することがあります。還元は、甲より受託した乙が所定の方法により行ない、同サービスにおけるカード利用代金と相殺することができます。

第 10 条（費用等の負担）

1. 契約法人は弁済にかかわる費用を負担するものとします。また、契約法人は、支払遅延により乙が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 330 円（税込）を別に支払うものとします。なお、この場合乙宛の振込手数料も契約法人負担とします。
2. 契約法人は支払遅延等、契約法人の責に帰すべき事由により乙が遅滞金等を訪問金したときは、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込）を別に支払うものとします。
3. 乙が契約法人に対し書面による催告をしたときは、契約法人は当該催告に要した費用を負担するものとします。
4. 第 5 条に定める年会費、本条第 1 項から第 3 項に定める費用等にかかわる費税等相当額については契約法人が負担するものとし、当該年会費および費用等の支払時に加算して乙に支払うものとします。
5. 乙は契約法人に対し、契約法人の要請により乙が行う事務の費用として次のものを契約法人に請求することができます。
 - (1) カードの再発行手数料
 - (2) 契約法人もしくはカード使用者に交付された書面の再発行手数料

第 11 条（加盟店との紛議）

カード利用により購入等した乗車券類等、商品、およびサービス等に関する紛議は、すべて契約法人と購入等をした加盟店との間で解決していただき、甲および乙は責任を負いません。

第 12 条（機密の保持）

1. 契約法人は、本契約の内容および本契約に基づく取引を通じて知り得た甲および乙の機密を、第三者に漏らしてはなりません。
2. 前項の定めは、本契約が終了した後においても同様とします。

第 13 条（JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）契約法人保障制度）

1. 契約法人はカードの紛失・盗難等による不測の損害を防止するために、必ず JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）契約法人保障制度に加入するものとします。
2. JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）契約法人保障制度の内容は、乙が別に定める JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）契約法人保障制度規約によるものとします。

第 14 条（解約または解除）

1. 契約法人が本契約の解約をしようとする場合は、甲および乙に所定の届出用紙を提出することにより手続きするものとします。
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、甲または乙は通知催告などをせず、直ちに一ド利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本契約の一部もしくは全部の解除をすることができます。
 - (1) 契約法人が本契約締結時に虚偽の申告をしたとき
 - (2) 契約法人またはカード使用者が本規約等のいずれかに違反したとき
 - (3) 契約法人がカードの利用代金など乙に対する債務の履行を怠ったとき
 - (4) 契約法人の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (5) 契約法人またはカード使用者のカードの利用状況および支払状況が適当でないと甲または乙が判断したとき
 - (6) 契約法人が振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき
 - (7) 契約法人が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (8) 契約法人が破産手続開始・民事再生手続開始等、その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき、債務整理（任意整理を含む。）を開始したとき
 - (9) 契約法人またはカード使用者が後記第 16 条に違反していると認めたと き
 - (10) 第 6 条第 3 項に違反し、カードの利用状況が不適當または不審であると乙が判断したとき
 - (11) その他契約法人として不適當であると甲または乙が判断したとき
3. 次の各号のいずれかに該当した場合、甲または乙は契約法人に通知催告を行ったうえで、カード利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本契約の一部もしくは全部の解除をすることができます。
 - (1) 契約法人のカード利用代金が、月額 100 万円を下回ったとき
 - (2) 契約法人の 1 ヶ月あたりのカード利用代金を、月末時点で乙が契約法人に対して貸しているカード総枚数で割ったカード 1 枚あたりの利用代金が、1 回でも 3,000 円を下回ったとき
4. 本条第 1 項、第 2 項および第 3 項により本契約の全部が終了したときは、契約法人は乙より貸与されている全てのカードを直ちに乙に返却し、約定支払日にかかわらず、乙に支払うべき一切の債務を直ちに支払うものとします。なお、会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等について、全て支払の責を負うものとします。
5. 契約法人が、部署カードを利用している部署または個人カードの利用をしている者を変更、廃止する場合には、変更、廃止に関するカードを直ちに乙に返却し、約定支払日にかかわらず、乙に支払うべき一切の債務金額を直ちに支払うものとします。たし、代金の支払いについて乙が特に認める時は通常の支払い方法によるものとします。

第 15 条（期限の利益の喪失）

1. 契約法人またはカード使用者は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - (1) 仮差押、差押、もしくは競売の申請または破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあ

- ったとき、債務整理（任意整理を含む。）を開始する旨を乙に通知したとき
- (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
 - (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
 - (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく本人確認書類の提示・提出等がなされない場合において、乙が契約法に対し本人確認書類の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき
 - (5) 契約法人が現に有効な運転免許証の交付を受けている場合において、乙が契約法人に対し運転免許証の番号を届出するよう求めたにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき
 - (6) 第 14 条に掲げる事由のいずれかに該当したとき
 - (7) 後記第 16 条に違反していると乙が認めたとき
 - (8) 債務の履行を 1 回でも遅滞したとき
 - (9) その他契約法人またはカード使用者の信用状態が悪化したとき
2. 契約法人またはカード使用者は、契約法人またはカード使用者が商品の質入れ、譲渡、賃貸その他乙の所有権を侵害する行為をしたときは、乙の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約法人およびカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 契約法人およびカード使用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 17 条（届出事項の変更）

1. 契約法人は、甲および乙に届け出た法人の名称、所在地、電話番号、代表者、管理責任者、連絡責任者、部署カードを利用している部署またはカード使用者等に変更が生じた場合、遅滞なく甲および乙に所定の届出用紙を提出することにより手続きするものとします。

2. 前項の提出がないために甲または乙からの通知または送付書類その他のものが遅着し、または到着しなかった場合には、通常判断すべきときに契約法人に到着したものとみなします。また、前項の届出がなかったことにより、契約法人が被った損害について甲または乙は免責とし、甲または乙が被った損害については契約法人の責とします。

第 18 条（規約の改定）

甲および乙は、民法の定めに従い契約法人およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含む。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら契約法人およびカード使用者の利益となるものである場合、または契約会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他契約会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、甲および乙は、改定の効力が生じる日を定め、改定の日を定め、契約法人およびカード使用者に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。

第 19 条（合意管轄裁判所）

契約法人は本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 20 条（附則）

「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カード法人会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カードコーポレートサービス（後払）に関する契約」および「JR 東海エクスプレスサービス会員規約」は、本契約およびカードの利用等本契約に関連する事柄には適用しないこととします。

改定日 令和 3 年 3 月 6 日

エクスプレス予約コーポレートサービス特約

第1条（概要）

1. 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が「JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約」（以下「EX カードコーポレート規約」という。）に定める契約法人（以下「契約法人」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定めるものです。なお、契約法人は本特約の内容について EX カードコーポレート規約に定める管理責任者、連絡責任者（以下、総称して「管理責任者等」という。）およびカード使用者（以下「カード使用者」という。「管理責任者等」と「カード使用者」を総称して、「カード使用者等」という。）に周知する義務を負い、契約法人およびカード使用者等は本特約を承認し、遵守するものとします。また本特約は、EX カードコーポレート規約の特約であり、EX カードコーポレート規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。
2. 当社は、民法の定めに従い契約会員およびカード使用者等と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含む。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら契約法人およびカード使用者等の利益となるものである場合、または契約法人およびカード使用者等への影響が軽微であると認められる場合、その他契約法人およびカード使用者等に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、契約法人およびカード使用者等に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

第2条（本サービスの利用およびエクスプレス予約利用資格）

1. 本サービスは、契約法人およびカード使用者等に限り利用できるものとします。
2. 管理責任者等は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を識別するために基本カード番号ごとに付与した会員 ID 番号（以下「会員 ID」という。）や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号を入力することにより、本サービスの登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとします。管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。
3. カード使用者は、前項による基本カード番号の登録手続完了後、本サービスの利用開始にあたって、当社がカード使用者を識別するためにカード使用者ごとに付与した会員 ID や、その他の当社が別に定める情報（以下、前項の管理責任者等が登録手続した情報を含め「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。
4. 当社は、以下の項目に該当する場合、前二項の登録を承諾しないことがあります。
 - (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合
 - (2) 登録手続が正しく完了しなかった場合
 - (3) その他、カード使用者が本サービスを利用することを、当社が不相当と判断する場合
5. 登録手続を行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場

合、管理責任者等またはカード使用者は、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。

第3条（会員情報の登録・修正）

カード使用者等は、会員情報（回数を問わず修正登録したものを含む）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものものとします。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更および払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社 HP 上で周知するものとします。

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された会員 ID およびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイト上への表示、またはカード使用者の電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、登録された電子メールアドレスのメールサーバに通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知を当社が発信した時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けるものとします。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、次条で定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、本条第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車

券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

5. 乗車券類の変更、払戻等（第10条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

（第6条の2：カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社HP上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社HP上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、カード使用者が判断された行動の結果、カード使用者が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第7条（契約成立後の乗車券類の扱い）

カード使用者が、本サービスによりカード使用者が購入または変更した乗車券類についてはEXカードコーポレート規約および本特約に別に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社または他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）の適用を受けるものとします。

第8条（受取前の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入または変更した乗車券類については、カード使用者が受取を行うまでの間、または受取前の払戻を行うまでの間、当社において保管します。
2. 受取前の乗車券類の変更、払戻については、第5条に定める方法によるインターネットによる変更、払戻に限りすることができるものとします。
3. 本条第1項により、当社において保管している乗車券類についても、第7条に定める通り、EXカードコーポレート規約および本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第9条（事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前

申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行います。
(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第 9 条の 2 (夜間申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下「夜間申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
2. 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。なお、運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行います。
(注) 夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、申込が成立したか否かの通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知のいずれかが行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第 10 条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 1 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号 (QR コードおよび 16 桁の英数字。以下、

総称して「受取コード」という。)を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別に定める「JR東海 EX-IC サービス規約 (コーポレート)」(以下「IC 規約 (コーポレート)」という。)の定めにより当社が貸与するカード使用者の EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければなりません。ただし、当社の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間は、乗車当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第 9 条に定める事前申込による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類について、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

5. 前項による払戻は、カード使用者のカードによって決済を行います。なお第 6 条に関わらずカード使用者への通知は行いません。

6. 契約法人と当社との間の EX カードコーポレート規約に定める本契約が終了した時点、第 18 条により当社が本サービスの一時停止を含む利用制限もしくは利用停止をした時点または契約法人が部署カードを利用している部署もしくは個人カードの利用をしている者を変更もしくは廃止した時点で、当社が第 8 条第 1 項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、本条第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなします。

第 10 条の 2 (受取後の乗車券類の扱い)

1. 第 10 条第 1 項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、インターネットによる変更、払戻はできないものとします。

2. 受取後の乗車券類についても、第 7 条に定める通り、EX カードコーポレート規約および本特約に別に定める場合を除き、当社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 11 条 (付帯サービス)

1. 当社または付帯サービスを提供する企業 (以下「提携企業」という。)は、特典として本サービスに付帯するサービス (以下「付帯サービス」という。)を契約法人またはカード使用者等に提供することがあり、契約法人またはカード使用者等は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等で案内します。

2. 契約法人またはカード使用者等は、付帯サービスを利用する場合、常に EX-IC カードおよび JR 東海 エクスプレス・カード（コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第 12 条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に契約法人またはカード使用者等に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、契約法人、カード使用者等または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

(1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間等

(2) 第 5 条の申込方法

(3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等

(4) 第 9 条および第 9 条の 2 の申込方法

(5) 第 10 条の受取窓口、受取方法、受取期間

(6) 付帯サービスの内容

(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に契約法人またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができます。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ契約法人またはカード使用者等に第 16 条で定める方法で通知します。ただし、当社は、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、当社の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると当社が判断した場合には、当社は、事前に契約法人またはカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部を終了することができます。

第 13 条（会員情報の使用）

1. 本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）についての取扱いは、別に定める JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項（以下「同意条項」という。）によります。

2. 法人会員は、以下の項目について、契約法人の責任において、カード使用者等の同意を得るものとします。

(1) 同意条項に基づき、カード使用者等に関する情報を法人会員が両社に対し提供すること

(2) 同意条項に基づき、クレジットカードの利用内容を当社が契約法人に対して提供すること

第 14 条（契約法人およびカード利用者等の義務）

1. 契約法人およびカード利用者等は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 契約法人は、会員 ID、パスワードおよびカードの暗証番号の使用および管理の一切の責任を負うものとし、契約法人の役員または従業員等以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、その他一切の担保に供してはならないものとします。
3. 契約法人およびカード利用者等は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第 15 条（契約法人の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 契約法人は、カード利用者等の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、契約法人およびカード利用者等が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID、パスワードおよびカードの暗証番号によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、契約法人またはカード利用者等が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。
 - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (2) 会員 ID、パスワードおよびカードの暗証番号の管理不十分により契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (3) 当社がカード利用者等の本サービス利用を停止させることにより契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード利用者等からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、契約法人またはカード利用者等の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、契約法人、カード利用者等または第三者が被った不利益
 - (9) 携帯電話への表示またはカード利用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されることに伴い、契約法人またはカード利用者等に生じる通信費等必要

な費用の支払が生じることにより契約法人、カード使用者等または第三者が被った不利益

(10)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として契約法人もしくはカード使用者等の携帯電話もしくはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより契約法人、カード使用者等または第三者が被った不利益

(11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより契約法人、カード使用者等または第三者が被った不利益

(12)その他、契約法人が EX カードコーポレート規約、本特約、当社の定める運送約款および法令の定め違反したことにより、または EX カードコーポレート規約および本特約により契約法人が一切の責任を負うことが規定されている事柄を契約法人またはカード使用者等が行ったことにより契約法人、カード使用者等または第三者が被った不利益

(13)その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって契約法人、カード使用者等または第三者が被った不利益

3. 契約法人またはカード使用者等が、EX カードコーポレート規約、本特約、当社の定める運送約款および法令の定め違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、契約法人は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、契約法人およびカード使用者等への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト上への掲示、カード使用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行います。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者等が利用したことにより、同通知の内容を契約法人およびカード使用者等が承諾したものとみなします。

第 17 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、契約法人またはカード使用者等はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第 18 条（利用制限または利用停止）

1. 次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、当社は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限または利用停止をすることができます。なお、本項第 10 号または第 11 号のいずれかに該当する場合は、同時に、EX カードコーポレート規約第 14 条第 2 項第 5 号に該当するものとみなします。

(1)契約法人またはカード使用者等が、本特約の各条項のいずれかに違反したとき

(2)契約法人もしくはカード使用者等が EX カードコーポレート規約の各条項のいずれかに違反したとき、または EX カードコーポレート規約に定める本契約が終了したとき

- (3) 契約法人が、競売の申し立てを受けもしくは滞納処分を受けたとき
 - (4) 契約法人が、合併によらない解散決議を行ったとき
 - (5) 契約法人が、支払いの停止をしたときまたは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てをしまは申し立てを受けたとき
 - (6) 契約法人またはカード使用者等が、当社の名誉、信用を失墜させ、もしくは当社に重なる損害を与えたときまたはそのおそれがあるとき
 - (7) 契約法人の資産、信用、支払能力等に重大な変化が生じたとき
 - (8) 第 2 条第 2 項による登録および第 3 条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったとき
 - (9) カード使用者等が登録した電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、甲からカード使用者への連絡がとれなくなったとき
 - (10) 契約法人またはカード使用者等が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売または換金行為を試み、もしくは実行したとき（旅行業法に定める取次行為を含む。）
 - (11) 契約法人またはカード使用者等が、その一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入したとき
 - (12) 契約法人またはカード使用者等が第 23 条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき
 - (13) その他、契約法人またはカード使用者等が本サービスを利用することを当社が不相当と判断したとき
2. 契約法人は、前項により当社が本サービスの一時停止を含む利用制限または利用停止をしたときであっても、カード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担について、理由の如何を問わず免れ得ないものとします。

第 19 条（権利義務の譲渡等禁止）

契約法人は、予め当社の書面による承諾を得ることなく、本特約に基づく自己の権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならず、また一切の担保の用に供してはならないものとします。

第 20 条（相殺禁止）

契約法人は、本特約に基づき当社に対して負担する債務について、当社に対するいかなる債権をもっても相殺することはできないものとします。

第 21 条（合意管轄）

本特約に関する紛争については、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（附則）

「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カード法人会員規約」、「JR 東海エク

スプレス・カードコーポレートサービス（後払）に関する契約」および「JR 東海エクスプレスサービス 会員規約」は、本特約および本サービスの利用等本特約に関連する事項には適用しないこととします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約法人またはカード使用者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. 契約法人またはカード使用者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和 3 年 3 月 6 日

約定支払日の取扱いに関する特約

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

第1条（総則）

1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」（以下「EX 予約コーポレート特約」という。）および JR 東海 EX-IC サービス規約（コーポレート）（以下「IC 特約（コーポレート）」という。）の特約とします。
2. 本特約は「JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約」（以下「EX カードコーポレート規約」という。）に定める契約法人（以下「契約法人」という。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った契約法人に対して適用されます。
3. EX 予約コーポレート特約および IC 特約（コーポレート）と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
4. 契約法人は、EX カードコーポレート規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に本特約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、EX カードコーポレート規約、EX 予約コーポレート特約、IC 特約（コーポレート）に定めるところによるものとします。

第3条（本特約の変更）

削除

第4条（カード利用日）

本特約が適用される契約法人については、以下の時点の属する日がカード利用のあった日とみなされません。

- (1) カード使用者が IC 特約（コーポレート）で定める EX-IC サービス（以下「EX-IC サービス」という。）を利用する場合、カード使用者が IC 特約（コーポレート）で定める IC カード（以下「IC カード」といいます。）により駅において入場した時点
- (2) カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、および EX-IC サービスを利用する場合であって IC カードにより IC 自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取る時は、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点
- (3) 契約法人と当社との間のカード EX カードコーポレート規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が EX 予約コーポレート規約第 8 条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点

(4) 契約法人と当社との間のカード EX カードコーポレート規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が IC 特約（コーポレート）第 8 条により、カード使用者と当社との間で締結した EX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点

第 5 条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、EX 予約コーポレート特約および IC 特約（コーポレート）に定める通りとします。

第 6 条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

1. カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、EX 予約コーポレート特約第 10 条第 3 項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード利用のあった日とみなされます。
2. カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までには駅において入場しなかった場合、当該日がカード利用のあった日とみなされます。

第 7 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 3 年 3 月 6 日